表現の絆みらぃKick ton ton 基山　会則

（名　称）

第１条　この会は、表現の絆みらぃKick ton ton 基山 (以下、「本会」という)という。

（目　的）

第２条　本会は、佐賀県基山町およびその他の地域に所属する子ども達のために、自主性を

持つ純粋な親睦のための団体であり、宗教的、営利的および政治的色彩を持たず、

会員相互の親睦と、様々な子ども達の活動を支援することを目的とする。

（事務局）

第３条　本会の事務局を、〒841-0204　佐賀県三養基郡基山町宮浦827-3

　　　　（TEL : 090-4302-7608　　Ｍail : kizuna.mirai2014@gmail.com）に置く。

（会　員）

第４条　本会の会員は、佐賀県基山町またはその他の地域に在住する成人とする。

（活　動）

第５条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

　　 (1) 会員相互の連携と親睦を図ること。

　　 (2) 「表現の絆みらぃ」の活動を支援する。

　　 (3) 目的を一にする各種団体や地域住民と協力し、会の目的を遂行する。

　　 (4) 会員の要請に応じて年数回の会合を開き、会の運営方針を決定する。

（会　費）

第６条　会費は徴収せず、活動費は自助努力により賄う。必要に応じ、他からの補助を活動

　　　　費に充てる。

（役　員）

第７条　本会の次の役員を置く。

　　　　(1) 代表　　　　　１名

(2) 会計　　　　　１名

(3) 総務　　　　　若干名

(4) 会計監査　　　１名

（役員の職務）

第８条　役員の職務はつぎのとおりとする。

　　　 (1) 会長は本会を代表し事務局を設置する。

　　　 (2) 会計は本会の会計業務を処理する。

　　　 (3) 総務は本会の運営に必要な事項を処理する。

（役員の選出）

第９条　役員は会員相互の総意により選出する。

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、原則１年とするが､再任を妨げない。また、再任回数に制限はない。

（会計年度）

第11条 本クラブの会計年度は、当該年の５月１日から翌年の４月３０日までとする。

（会計報告）

第12条 本会のすべての収入、支出、経理状況についての会計報告は、原則、毎年１回会員

に公表しなければならない。

附　則

1　この会則は令和元(2019)年 5 月 1 日より施行する。